

あるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本支店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

千曲市大字屋代260-6
長野県立歴史館 管理部
電話 026-274-2000

4 入札手続等

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成23年4月21日(木) 午前10時
イ 場所 長野県立歴史館 会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年4月14日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

文化財・生涯学習課

正 誤

平成19年3月30日付け長野県規則第22号「長野県組織規則の一部を改正する規則」中

| ページ | 行(箇所) | 誤 | 正 |
|-----|-------|------|------|
| 10 | 右側1 | 東御青翔 | 東御清翔 |

行政改革課

平成23年2月10日付け長野県告示第65号「保安林の指定施業要件を変更する旨の通知」中

| ページ | 行(箇所) | 誤 | 正 |
|-----|-------|-------------------------------|---|
| 5 | 左側9 | 下伊那郡松川町(次の図に示す部分に限る。) | 下伊那郡松川町生田6461、6470の1、6470の8、6470の10、6470の11 |
| 5 | 左側21 | (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 | (「次のとおり」は、省略し、その関係 |

森林づくり推進課

平成23年2月10日付け長野県告示第66号「保安林の指定施業要件を変更する旨の通知」中

| ページ | 行(箇所) | 誤 | 正 |
|-----|---------|-------------------------------|--------------------|
| 5 | 左側下から16 | 下伊那郡天龍村(次の図に示す部分に限る。) | 下伊那郡天龍村神原4595の2 |
| 5 | 左側下から4 | (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 | (「次のとおり」は、省略し、その関係 |

森林づくり推進課

平成23年2月10日付け長野県告示第67号「保安林の指定施業要件を変更する旨の通知」中

| ページ | 行(箇所) | 誤 | 正 |
|-----|-------|-------------------------------|--|
| 5 | 右側9 | 上水内郡小川村(次の図に示す部分に限る。) | 上水内郡小川村大字瀬戸川字小屋18993、19013、19023の1、19043の1 |
| 5 | 右側21 | (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 | (「次のとおり」は、省略し、その関係 |

森林づくり推進課

平成23年2月14日付け長野県告示第72号「保安林の指定施業要件を変更する旨の通知」中

| ページ | 行(箇所) | 誤 | 正 |
|-----|-------|-----------------------|---------------------------------------|
| 2 | 左側9 | 下伊那郡松川町(次の図に示す部分に限る。) | 下伊那郡松川町生田7823の1(次の図に示す部分に限る。)、7827の38 |

森林づくり推進課